

令和5年横審第2号

裁 決

モーターボートAモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 2人

受 審 人 b 1

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士（一級小型船舶操縦士）

補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官松崎範行出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b 1 を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年6月19日12時34分

静岡県浜名港

2 船舶の要目

船種	船名	モーターボートA	モーターボートB
総トン数		2.0トン	5トン未満
全長			6.70メートル
登録長		7.34メートル	
機関の種類		ディーゼル機関	電気点火機関
出力		110キロワット	7キロワット

### 3 事実の経過

#### (1) 浜名港南部及びレジャー船・つり自粛協定水域

浜名港南部は、今切口と称されて外洋と通じる、可航幅約150メートル、長さ約600メートルの水路があり、浜名湖と外洋を往来する唯一の水路のため、この付近は船舶交通が輻輳する水域である。

このため、公益財団法人浜名湖総合環境財団は、通航船舶とレジャーボートなどの釣り船との海難を防止する目的で、東は静岡県舞阪漁港から西は同県浜名川河口付近まで及び今切口南方沖合を、レジャー船・つり自粛協定水域（以下「釣り自粛水域」という。）とし、遊漁禁止区域とするなどの安全対策を申し合わせ、同水域で釣りの自粛を促す旨が記載された「浜名湖船舶案内標識浜名湖の道しるべ」と題する冊子を配布していた。

#### (2) 本件発生に至る経緯

Aは、船体中央やや後方に操舵室を設け、同室前部左舷側にGPSプロッター2台、魚群探知機、右舷側に操舵輪、機関監視盤及び機関操作レバーをそれぞれ備え、操舵輪後方に椅子を設置したFRP製モーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、釣りの目的で、船首0.6メートル船尾0.9メートルの喫水をもって、令和4年6月19日08時00分浜名川左岸の係留地を発し、浜名港南方沖合

1.5海里の釣り場に向かった。

a 受審人は、09時00分前示釣り場に到着して釣りをを行い、11時30分釣りを終えて帰途に就き、椅子に腰かけた姿勢で操船にあたり、今切口を經由して浜名大橋下を航過し、付近で漂泊中の釣り船を避けたのち、12時32分半少し過ぎ浜名港背割堤灯台（以下「背割堤灯台」という。）から290度（真方位、以下同じ。）90メートルの地点で、針路を299度に定め、折からの潮流により右方に2度圧流され、11.9ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a 受審人は、12時33分背割堤灯台から295度180メートルの地点に達したとき、正船首430メートルのところにBを視認することができ、同船の船首方向がほぼ一定で動かないことから、漂泊中であることが分かり、その後Bに向かって衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、定針時に前路を一見したときに他船を認めなかったため、依然として航行に支障のある船舶はいないと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

a 受審人は、前方に自船に向かって接近する3隻の水上オートバイを認め、それらの動静を確認してB号を見落としたまま同船を避けずに続航し、12時34分背割堤灯台から299度550メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力で、その船首がB号の左舷中央部に、後方から88度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力3の南西風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好で、付近には東南東に向かう強い潮流があった。

また、Bは、船尾中央に船外機1機を備え、レンタルボートとし

て供されるFRP製モーターボートで、b1受審人が1人で乗り組み、友人3人を乗せ、全員が救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首0.2メートル船尾0.6メートルの喫水をもって、同日09時30分静岡県湖西市の係留地を発し、同係留地西方沖合の釣り場に到着して釣りを始めた。

b1受審人は、前示釣り場での釣果が悪く、その後数度釣り場を移動したのち、12時30分背割堤灯台から295度810メートルの地点で、船首が214度に向いた状態で、機関を中立運転として漂泊し、折からの潮流によって108度の方向に、2.1ノットの速力で圧流されながら、釣りを行った。

b1受審人は、左舷船尾甲板上で船首方に向いた姿勢で釣りをを行い、12時33分背割堤灯台から298度620メートルの地点で、船首が214度を向いていたとき、左舷船尾85度430メートルのところからAを視認することができ、その後同船が自船に向かって衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、自船は漂泊しているため、航行している船舶は自船から離れて航行するものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

b1受審人は、避航を促す音響信号を行わず、更に接近しても、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続け、12時34分少し前左舷ほぼ正横方に迫ったAを初めて認め、機関を後進にかけたものの、及ばず、B号は、船首が211度に向いたとき、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首船底外板に擦過傷及び舵軸に曲損等を生じ、Bは、左舷中央部外板に亀裂を伴う破口等を生じ、のち廃船処理され、B同乗者b2が外傷性ショックによる死亡と検案され、同船同乗者1人が右脛骨近位骨挫傷を負った。

(航法の適用)

本件衝突は、港則法が適用される浜名港において、航行中のAと漂泊中のBとが衝突したもので、航法の適用について検討する。

衝突した地点は、浜名港内の背割堤灯台から299度550メートルの地点で、Bが漂泊していたことから、港則法第10条に基づく同法施行規則第6条の停泊の制限の適用が考えられるが、同地点の水路幅が約260メートルあって周囲には十分な可航水域があり、A及びB両船の大きさから、Bの漂泊がAの航行の妨げになったとは認められないので、同条の適用はない。

また、A及びB両船が、共に総トン数20トン未満の汽船であることから、両船とも汽艇等に該当し、当時、互いに外見でそのことを容易に識別できる状況であったと認められるので、港則法第18条の規定の適用もない。

そして、港則法第35条は、船舶交通の妨となる虞のある港内の場所においては、みだりに漁ろうをしてはならない旨が定められているが、本条の趣旨は、港内における船舶交通を妨げるおそれのある漁ろうを行わせないことにあり、港内における漁ろうを一般的に禁止するものでなく、漂泊中の船舶と航行中の船舶との衝突回避のための航法を定めた規定でもないことから、同条の適用はない。

その他、港則法には本件に適用される航法規定がないことから、一般法である海上衝突予防法が適用されることになるが、同法にも、航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係についての航法規定がないことから、海上衝突予防法第38条及び第39条の船員の常務により律するのが相当である。

(主張に対する判断)

A側補佐人は、Bが釣り自粛水域内で漂泊して釣りを行っていたことが原因に関与する旨主張するので、このことについて検討する。

本件の釣り自粛水域に関する申し合わせは、漂泊中の船舶と航行中の船舶との衝突回避のための航法を定めたものではない。

このことから、Aは、本件衝突のおそれが生じた段階で、漂泊中のBを避けるべき注意義務があり、同船が釣り自粛水域で漂泊して釣りを行っていたからといって、B号を避けるべき注意義務が免除されるものでないので、B号が当該申し合わせを遵守しなかった行為と本件衝突に相当な因果関係があったとは認められない。

しかし、b 1 受審人が、釣り自粛水域内で漂泊して釣りを行っていたことは、航法を判断するうえで、本件発生の原因とはならないものの、釣り自粛水域が安全対策として、公益財団法人浜名湖総合環境財団で申し合わせられたものであり、その申し合わせを遵守すべきであることはいうまでもなく、海難防止の観点からは是正されるべき事項である。

#### (原因及び受審人の行為)

本件衝突は、浜名港において、航行中のAが、見張り不十分で、漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、浜名港において、帰航する場合、周囲の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、定針時に前路を一見したときに他船を認めなかったため、依然として航行に支障となる船舶はいないと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、漂泊中の号に気付かず、同船を避けずに進行して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、Bの同乗者

2人を死傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b受審人は、浜名港において、釣りをを行いながら漂泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、自船は漂泊しているので、航行している船舶は自船から離れて航行するものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船に向かって衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けて衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、同乗者2人を死傷させるに至った。

以上のB受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年10月25日

横浜地方海難審判所

審判長 審判官 大 北 直 明

審判官 米 倉 毅

審判官 丸 田 稔